



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…四

告示

●東京都告示第百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

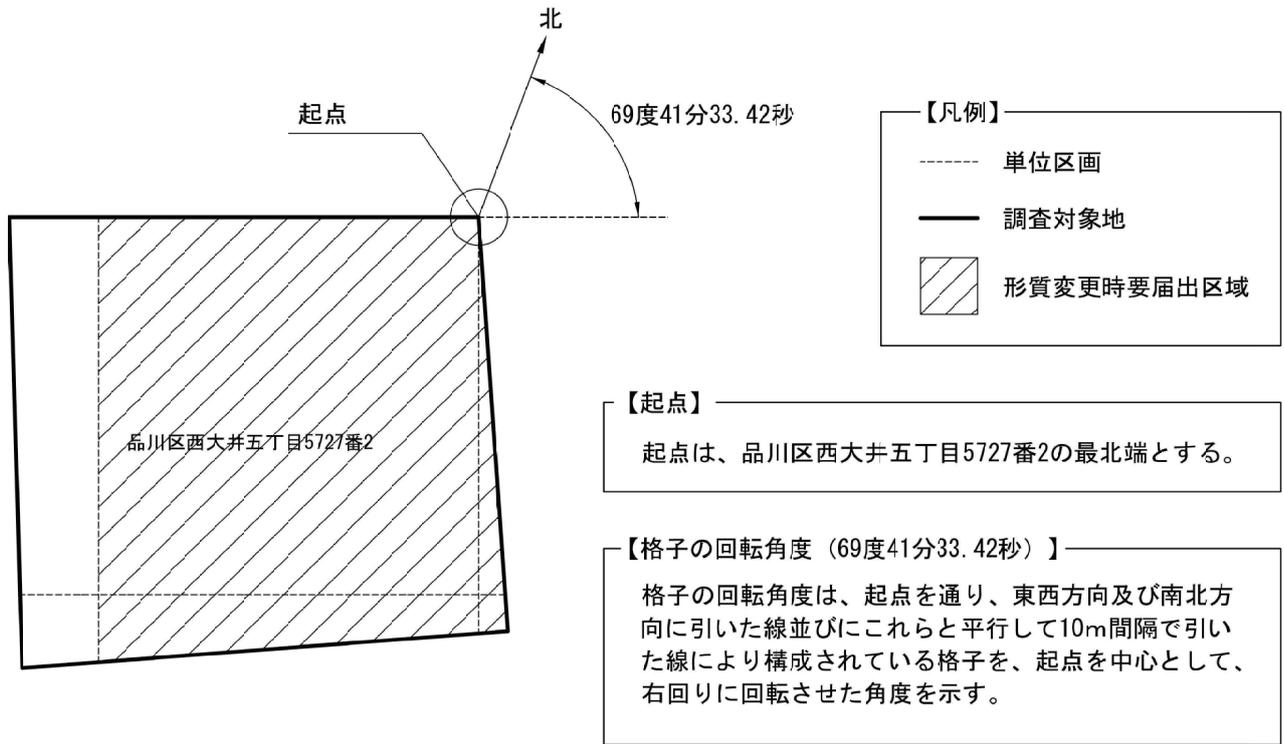
令和七年二月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区西大井五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



●東京都告示第百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、令和四年東京都告示第千四十五号及び令和六年東京都告示第七百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

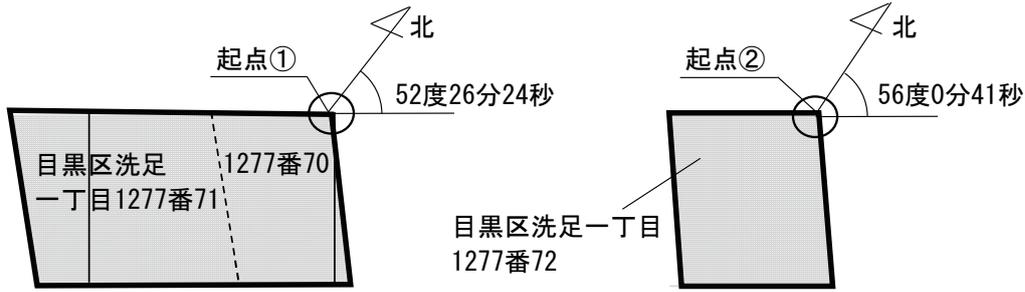
一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区洗足一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域

【起点】

起点①は、目黒区洗足一丁目1277番70の最北端とする。  
 起点②は、目黒区洗足一丁目1277番72の最北端とする。

【格子の回転角度】

起点① 52度26分24秒  
 起点② 56度0分41秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十六号

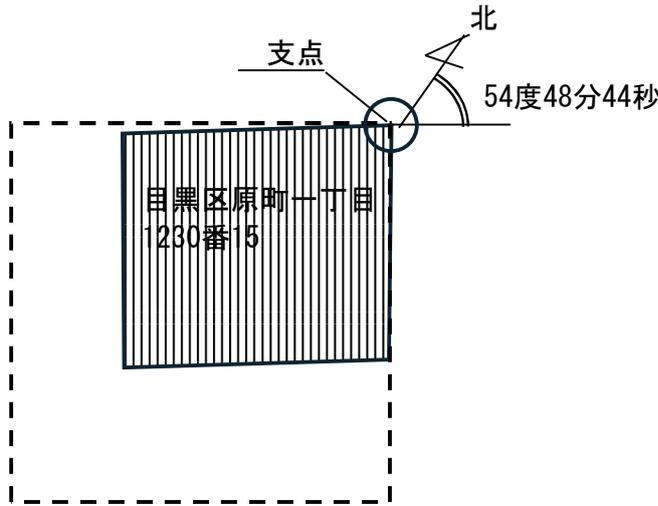
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第六百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区原町一丁目内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、目黒区原町一丁目1230番15の最北端とする。

【格子の回転角度】 54度48分44秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和七年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二番一から同番一〇まで、字入奥澤二〇七三番、二〇七六番、二〇七八番一から同番八まで、二〇九一番一から同番五まで、二〇九四番一、同番二、二一〇三番、字ぼうず谷二一四九番一、同番二、二一五一番一から同番七まで、二一五四番一から同番八まで、二一五九番一、同番二、字中ノ谷二一九〇番、二一九一番一、同番二、二一九二番一から同番五まで、二一九三番、二二一一番一、同番二
- 二 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

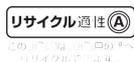
発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号  
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。